

# 茨城県後期高齢者医療広域連合個人情報保護条例

平成 19 年 3 月 30 日

条例第 17 号

改正 平成 21 年 2 月 12 日 条例第 3 号

改正 平成 27 年 2 月 16 日 条例第 2 号

改正 平成 28 年 2 月 23 日 条例第 2 号

## 目次

### 第 1 章 総則（第 1 条－第 5 条）

### 第 2 章 実施機関が保有する個人情報の保護

#### 第 1 節 個人情報の取扱い（第 6 条－第 12 条）

#### 第 2 節 開示等の請求権（第 13 条－第 29 条）

#### 第 3 節 救済手続（第 30 条・第 31 条）

#### 第 4 節 是正の申出等（第 32 条・第 33 条）

#### 第 5 節 適用除外（第 34 条）

### 第 3 章 雑則（第 35 条－第 40 条）

## 附則

### 第 1 章 総則

#### （目的）

第 1 条 この条例は、個人情報の適正な取扱いの確保に関し必要な事項を定め、茨城県後期高齢者医療広域連合（以下「広域連合」という。）の実施機関が保有する個人情報の開示等を請求する権利を明らかにすることにより、広域連合行政の適正な運営に資するとともに、個人の権利利益を保護することを目的とする。

#### （定義）

第 2 条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 個人情報 個人に関する情報であつて、特定の個人が識別され、又は識別され得るものをいう。ただし、次に掲げるものを除く。

ア 法人その他の団体（国、独立行政法人等（独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 59 号）第 2 条第 1 項に規定する独立行政法人等をいう。以下同じ。）、地方公共団体及び地方独立行政法人（地方独立行政法人法（平成 15 年法律第 118 号）第 2 条第 1 項に規定する地方独立行政法人をいう。以下同じ。）を除く。

以下「法人等」という。) に関して記録された情報に含まれる当該法人等の役員に関する情報

イ 事業を営む個人の当該事業に関する情報

(2) 実施機関 広域連合長、選挙管理委員会、監査委員、公平委員会及び議会をいう。

(3) 事業者 法人等及び事業を営む個人をいう。

(4) 行政情報 実施機関の職員が職務上作成し、又は取得した文書、図画、写真、フィルム及び電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られた記録をいう。以下同じ。）であって、当該実施機関の職員が組織的に用いるものとして、当該実施機関が保有しているものをいう。ただし、官報、白書、新聞、雑誌、書籍その他不特定多数の者に販売することを目的として発行されるものを除く。

(5) 特定個人情報 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成 25 年法律第 27 号。以下「番号法」という。）第 2 条第 8 項に規定する特定個人情報をいう。

(6) 情報提供等記録 番号法第 23 条第 1 項及び第 2 項に規定する記録に記録された特定個人情報をいう。

(7) 本人 個人情報又は個人情報に該当しない特定個人情報によって識別される特定の個人をいう。

（実施機関の責務）

第 3 条 実施機関は、この条例の目的を達成するため、個人情報の適正な取扱いについて必要な措置を講ずるとともに、あらゆる施策を通じて個人情報の保護に努めなければならない。

（事業者の責務）

第 4 条 事業者は、個人情報の保護の重要性を認識し、事業の実施に当たっては、その取扱いに適正を期し、個人の権利利益を侵害することのないよう努めるとともに、個人情報の保護に関する広域連合の施策に協力するよう努めなければならない。

（住民の責務）

第 5 条 住民（茨城県後期高齢者医療広域連合規約（平成 19 年茨城県市町村指令第 23 号）第 3 条に規定する広域連合の区域に居住する者をいう。以下同じ。）は、個人情報の保護の重要性を認識し、自己の個人情報の適切な管理に努めるとともに、他人の個人情報の取扱いに当たっては、その権利利益を侵害することのないよう努めなければならない。

第 2 章 実施機関が保有する個人情報の保護

## 第1節 個人情報の取扱い

### (個人情報取扱事務の届出等)

第6条 実施機関は、個人情報を取り扱う事務を新たに開始しようとするときは、あらかじめ次に掲げる事項を広域連合長に届け出なければならない。

- (1) 個人情報を取り扱う事務の名称
- (2) 個人情報を取り扱う事務の目的
- (3) 個人情報の対象者の範囲
- (4) 個人情報の記録項目
- (5) 前各号に掲げるもののほか、実施機関が定める事項

2 実施機関は、前項の規定により届け出た事項を変更したとき、又は届け出た事務を廃止したときは、速やかに当該事項又は当該事務について広域連合長に届け出なければならない。

3 第1項の規定にかかわらず、実施機関は、個人の生命、身体又は財産を保護するため緊急かつやむを得ないと認めるときは、個人情報を取り扱う事務を開始した日以後において、同項の届出をすることができる。

4 広域連合長は、前3項の規定による届出に係る事項について目録を作成し、一般の閲覧に供しなければならない。

5 前各項の規定は、実施機関の職員又は職員であった者の人事、給与、服務、福利厚生その他これらに準ずる事項に関する事務については、適用しない。

### (収集の制限)

第7条 実施機関は、個人情報を収集するときは、個人情報を取り扱う事務の目的（以下、「取扱目的」という。）を明確にし、当該取扱目的を達成するために必要な範囲内で、適法かつ公正な手段により収集しなければならない。

2 実施機関は、個人情報を収集するときは、本人から収集しなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、この限りでない。

- (1) 本人の同意があるとき。
- (2) 法令又は条例（以下「法令等」という。）に定めがあるとき。
- (3) 出版、報道等により公にされているとき。
- (4) 個人の生命、身体又は財産を保護するために緊急かつやむを得ないと認められるとき。
- (5) 所在不明、心神喪失等の事由により、本人から収集することが困難なとき。
- (6) 争訟、選考、指導、相談等の事務で本人から収集したのではその目的を達し得ないと認

められるとき、又は事務の性質上本人から収集したのでは事務の適正な執行に支障が生ずると認められるとき。

(7) 他の実施機関から収集する場合であって、当該個人情報を収集することに相当の理由があると認められるとき。

(8) 国、独立行政法人等、他の地方公共団体、地方独立行政法人その他の公共的団体（以下「国等」という。）から収集することが事務の執行上やむを得ないと認められる場合であって、本人の権利利益を不当に侵害するおそれがないと認められるとき。

(9) 前各号に掲げるもののほか、公益上特に必要があり、かつ、当該個人情報を収集することが事務の性質上やむを得ないと認められるとき。

3 法令等の規定に基づく申請、届出その他これらに類する行為に伴い、当該申請、届出その他これらに類する行為を行おうとする者以外の個人に関する個人情報が収集されたときは、当該個人情報は、前項第1号の規定により収集されたものとみなす。

4 実施機関は、思想、信条及び宗教に関する個人情報並びに社会的差別の原因となるおそれがある個人情報については、収集してはならない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、この限りでない。

(1) 法令等に定めがあるとき。

(2) 実施機関が第31条に規定する茨城県後期高齢者医療広域連合情報審査会（第9条において「審査会」という。）の意見を聴いて、取扱目的を達成するために必要があると認めるとき。

（利用及び提供の制限）

第8条 実施機関は、前条第1項の規定により明確にされた取扱目的以外の目的に個人情報（特定個人情報を除く。以下この条において同じ。）を当該実施機関の内部において利用し、又は当該実施機関以外のものに提供してはならない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、この限りでない。

(1) 本人の同意があるとき。

(2) 法令等に定めがあるとき。

(3) 出版、報道等により公にされているとき。

(4) 個人の生命、身体又は財産を保護するため、緊急かつやむを得ないと認められるとき。

(5) 同一の実施機関の内部で利用し、又は他の実施機関に提供する場合であって、当該個人情報を利用することに相当な理由があると認められるとき。

(6) 国等に提供する場合であつて、提供を受けるものの所掌する事務の遂行に当該個人情報が必要不可欠であり、かつ、当該個人情報を使用することにやむを得ない理由があると認められるとき。

(7) 専ら学術研究又は統計の作成のために利用し、又は提供する場合であつて、本人の権利利益を不当に侵害するおそれがないと認められるとき。

(8) 前各号に掲げる場合のほか、公益上特に必要があり、かつ、当該個人情報を使用することにやむを得ない理由があると認められるとき。

2 実施機関は、個人情報を実施機関以外のものに提供する場合は、提供を受けようとするものに対し、個人情報の使用目的又は使用方法の制限その他の必要な制限を付し、その適切な取扱いについて必要な措置を講ずるよう求めなければならない。

3 第6条の規定は、実施機関が第1項ただし書の規定により個人情報を利用し、又は提供する場合について準用する。

(特定個人情報の利用の制限)

第8条の2 実施機関は、第7条第1項の規定により明確にされた取扱目的以外の目的に特定個人情報を利用してはならない。

2 前項の規定にかかわらず、実施機関は、個人の生命、身体又は財産を保護するために必要がある場合であつて、本人の同意があり、又は本人の同意を得ることが困難であるときは、取扱目的以外の目的に特定個人情報（情報提供等記録を除く。）を自ら利用することができる。

(電子計算機の結合の制限等)

第9条 実施機関は、個人情報を電子計算機によって処理する場合において、法令に定めがある場合又は当該事務の執行上必要かつ、適切と認められる場合を除き、当該実施機関の電子計算機と当該実施機関以外のもの（以下「接続先機関」という。）が管理する電子計算機とを通信回線を用いて結合してはならない。

2 前項の規定に基づいて電子計算機を結合する場合においては、実施機関及び接続先機関双方の電子計算機その他通信のために必要な機器類等に関して、技術的な保護措置が講じられていなければならない。

3 実施機関は、前2項の規定に基づいて電子計算機を結合して個人情報の処理を行っている場合において、個人情報の漏えい又は不適切な利用のおそれがあると認めるときは、接続先機関に対して報告を求め、又は必要な調査を行わなければならない。

4 実施機関は、前項の規定による報告又は調査により、個人情報の漏えい又は不適切な利用のおそれがあると認めるときは、個人情報の保護を図るため、あらかじめ審査会の意見を聴いて必要な措置を講じなければならない。ただし、緊急かつやむを得ないと認めるときは、直ちに必要な措置を講じることができる。この場合において、必要な措置を講じた後、その措置の内容について速やかに審査会に報告しなければならない。

(適正管理)

第 10 条 実施機関は、取扱目的を達成するため、保有する個人情報を正確かつ最新の状態に保つよう努めなければならない。

2 実施機関は、個人情報の漏えい、滅失、損傷及び改ざんの防止その他の個人情報の適正な管理のために必要な措置を講じるよう努めなければならない。

3 実施機関は、保有の必要のなくなった個人情報については、確実かつ速やかに廃棄し、又は消去しなければならない。ただし、歴史的又は文化的な価値があると認められるものについては、この限りでない。

(職員の義務)

第 11 条 実施機関の職員は、その職務に関して知り得た個人情報を正当な理由がなく他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならない。その職を退いた後も同様とする。

(委託に伴う措置等)

第 12 条 実施機関は、個人情報を取り扱う事務を委託しようとするときは、個人情報の適正な取扱いについて必要な措置を講じなければならない。

2 実施機関から個人情報を取り扱う事務を受託したものは、当該受託又は管理の事務を行うに当たって、個人情報の漏えい、滅失、損傷及び改ざんの防止その他個人情報の適正な管理のために必要な措置を講じなければならない。

3 前項の受託又は管理の事務に従事している者又は従事していた者は、その事務に関して知り得た個人情報を他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならない。

第 2 節 開示等の請求権

(開示の請求)

第 13 条 何人も、実施機関に対し、自己に関する個人情報（個人情報に該当しない特定個人情報を含む。以下この節において同じ。）の開示の請求（以下「開示請求」という。）をすることができる。

2 未成年者若しくは成年被後見人の法定代理人又は本人の委任による代理人は、本人に代

わって開示請求をすることができる。

(開示請求の方法)

第 14 条 開示請求をしようとする者は、次に掲げる事項を記載した請求書を実施機関に提出しなければならない。

- (1) 開示請求をしようとする者の氏名及び住所
- (2) 開示請求に係る個人情報を特定するために必要な事項
- (3) 前 2 号に掲げるもののほか、実施機関が定める事項

2 開示請求をしようとする者は、実施機関に対し、自己が当該開示請求に係る個人情報の本人又はその代理人であることを証明するために必要な書類で実施機関が定めるものを提示し、又は提出しなければならない。

(情報の開示義務)

第 15 条 実施機関は、開示請求があったときは、開示請求に係る個人情報が次の各号に掲げる情報（以下「非開示情報」という。）のいずれかに該当する場合を除き、開示請求をした者（以下「開示請求者」という。）に対し、当該開示請求に係る個人情報を開示しなければならない。

- (1) 法令等の規定により、開示することができないとされている個人情報
- (2) 開示請求者以外の個人情報であって、開示することにより、当該開示請求者以外の個人の権利利益を侵害するおそれのあるもの。ただし、人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、開示することが必要であると認められる情報を除く。
- (3) 法人等に関する情報又は開示請求者以外の事業を営む個人の当該事業に関する情報であって、開示することにより、当該法人等又は当該事業を営む個人の競争上の地位、財産権その他正当な利益を明らかに害すると認められるもの。ただし、人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、開示することが必要であると認められる情報を除く。
- (4) 個人の評価、診断、判定、選考、指導、相談等に関する個人情報であって、開示することにより、当該事務の適正な執行に著しい支障が生ずると認められるもの
- (5) 開示することにより、人の生命、身体、財産等の保護、犯罪の予防その他の公共の安全及び秩序の維持に支障が生ずるおそれがあることが明らかである個人情報
- (6) 広域連合の機関と国等の機関との間における協議、依頼等に基づいて実施機関が作成し、又は取得した個人情報であって、開示することにより、国等との協力関係又は信頼関係が著しく損なわれるおそれがあることが明らかであるもの

(7) 広域連合の機関内部若しくは実施機関相互又は広域連合の機関と国等の機関との間における審議、検討、調査、研究、協議等に関する個人情報であつて、開示することにより意思決定の中立性が不当に損なわれ、住民の間に誤解若しくは混乱を招き、又は特定の者に不当に利益若しくは不利益を与えるおそれがあることが明らかであるもの

(8) 監査、検査、取締り、争訟、交渉、試験、調査、研究、人事その他の実施機関が行う事務事業に関する個人情報であつて、開示することにより、当該事務事業若しくは同種の事務事業の実施の目的を失わせ、又はこれらの事務事業の公正若しくは円滑な執行を妨げるおそれがあることが明らかであるもの

(裁量的開示)

第 16 条 実施機関は、開示請求に係る個人情報に非開示情報が含まれている場合であっても、個人の権利利益を保護するため特に必要があると認めるときは、開示請求者に対し、当該個人情報を開示することができる。

(個人情報の存否に関する情報)

第 17 条 開示請求があつた場合において、当該開示請求に係る個人情報が存在しているか否かを答えるだけで、非開示情報を開示することとなるときは、実施機関は、当該個人情報の存否を明らかにしないで、当該開示請求を拒否することができる。

(一部開示)

第 18 条 実施機関は、開示請求に係る個人情報の一部に、非開示情報が記録されている場合において、その部分を容易に、かつ、開示請求の趣旨を損なわない程度に分離することができるときは、その部分を除いて個人情報を開示しなければならない。

(開示請求に対する決定等)

第 19 条 実施機関は、第 14 条第 1 項に規定する請求書の提出を受けたときは、その提出を受けた日から起算して 15 日以内に、当該請求に係る個人情報を開示するか否かの決定をしなければならない。

2 実施機関は、前項の決定をしたときは、開示請求者に対し、速やかに書面により当該決定の内容を通知しなければならない。

3 実施機関は、第 1 項の規定による開示しない旨の決定（第 17 条の規定により開示請求を拒否するとき、前条の規定により個人情報の一部を開示しないこととするとき、及び開示請求に係る個人情報を保有していないときを含む。）をしたときは、前項の書面にその理由を記載しなければならない。この場合において、期間の経過により個人情報を開示しない理由

がなくなる期日をあらかじめ明示することができるときは、その期日を付記しなければならない。

- 4 実施機関は、やむを得ない理由により、第1項に規定する期間内に同項の決定をすることができないときは、第14条第1項に規定する請求書の提出を受けた日から起算して45日を限度として、当該期間を延長することができる。この場合において、実施機関は、速やかに延長する期間及びその理由を開示請求者に通知しなければならない。
- 5 第1項に規定する期間（前項の規定により当該期間が延長された場合にあつては、当該延長後の期間）内に、実施機関が第1項に規定する決定をしないときは、開示請求者は、当該開示請求に係る個人情報を開示しないこととする決定があつたものとみなすことができる。
- 6 実施機関は、第1項の決定をする場合において、当該決定に係る個人情報に、開示請求者以外の者（この項及び次項において「第三者」という。）に関する情報が含まれているときは、あらかじめ当該第三者の意見を聴くことができる。
- 7 実施機関は、前項の規定により第三者の意見を聴いた場合においては、当該個人情報を開示する旨又は開示しない旨の決定をしたときは、当該第三者に決定の内容を通知するものとする。ただし、開示する旨の決定をした場合は、開示決定の日と開示を実施する日との間に少なくとも2週間を置かなければならない。

（開示の実施等）

第20条 実施機関は、前条第1項の規定により個人情報を開示することを決定したときは、同条第7項ただし書における場合を除き、速やかに当該個人情報を開示しなければならない。

2 個人情報の開示は、次の各号に掲げるものの区分に応じ、それぞれ当該各号に定める方法により行うものとする。

- (1) 文書、図画又は写真に記録されている個人情報 閲覧又は写しの交付
- (2) フィルムに記録されている個人情報 視聴又は写しの交付
- (3) 電磁的記録に記録されている個人情報 視聴、閲覧、写しの交付等でその種別、情報化の進展状況等を勘案して実施機関の定める方法

3 実施機関は、前項各号に規定する方法により個人情報を開示する場合において、開示請求に係る行政情報を直接開示することにより、当該行政情報が記録されたものの保存に支障が生じるおそれがあると認めるとき、その他やむを得ない理由があると認めるときは、当該行政情報が記録されたものを複製したものにより開示することができる。

4 個人情報の開示は、実施機関が前条第2項の規定による通知の際に指定する日時及び場所に

おいて行うものとする。

5 第 14 条第 2 項の規定は、個人情報の開示を受ける者について準用する。

(訂正の請求)

第 21 条 何人も、自己に関する個人情報に事実の誤りがあると認めるときは、実施機関に対し、その訂正（追加又は削除を含む。以下同じ。）を請求（以下「訂正請求」という。）することができる。

2 第 13 条第 2 項の規定は、訂正請求について準用する。

(訂正請求の方法)

第 22 条 訂正請求をしようとする者は、次に掲げる事項を記載した請求書を実施機関に提出しなければならない。

- (1) 訂正請求をしようとする者の氏名及び住所
- (2) 訂正請求に係る個人情報を特定するために必要な事項
- (3) 訂正を求める内容
- (4) 前 3 号に掲げるもののほか、実施機関が定める事項

2 訂正請求をしようとする者は、実施機関に対し、訂正を求める内容が事実と合致することを証明する書類等を提示し、又は提出しなければならない。

3 第 14 条第 2 項の規定は、訂正請求について準用する。

(訂正請求に対する決定等)

第 23 条 実施機関は、前条第 1 項に規定する請求書の提出を受けたときは、速やかに必要な調査を行い、その提出を受けた日から起算して 30 日以内に、当該訂正請求に係る個人情報を訂正するか否かの決定をしなければならない。

2 実施機関は、前項の規定により訂正することの決定をしたときは、当該訂正請求に係る個人情報を訂正の上、訂正請求をした者（以下「訂正請求者」という。）に対し、速やかに書面により当該訂正の内容を通知しなければならない。

3 実施機関は、前項の規定により個人情報の訂正の実施をした場合において、必要があると認めるときは、当該個人情報の提供先（情報提供等記録にあつては、総務大臣及び番号法第 19 条第 7 号に規定する情報紹介者又は情報提供者（当該訂正に係る同法第 23 条第 1 項及び第 2 項に規定する記録に記録された者であつて、当該実施機関以外のものに限る。））に対し、遅延なく、その旨を書面により通知するものとする。

4 実施機関は、第 1 項の規定により訂正しないことの決定をしたときは、訂正請求者に対し、

速やかに書面により当該決定の理由を通知しなければならない。

- 5 第 19 条第 4 項及び第 5 項の規定は、訂正請求に対する決定について準用する。この場合において、同条第 4 項中「45 日を限度として」とあるのは「90 日を限度として」と読み替えるものとする。

## 第 24 条 削除

## 第 25 条 削除

## 第 26 条 削除

(利用中止の請求)

第 27 条 何人も、実施機関が保有する自己に関する個人情報（情報提供等記録を除く。）が、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、実施機関に対し、当該各号に定める個人情報の利用の中止、消去又は提供の中止を請求（以下「利用中止請求」という。）をすることができる。

(1) 第 7 条第 1 項、第 2 項及び第 4 項の規定に違反して収集されたものであるとき、第 8 条第 1 項並びに第 8 条の 2 第 1 項及び第 2 項の規定に違反して利用されているとき、番号法第 20 条の規定に違反して収集され、若しくは保管されているとき、又は同法第 28 条の規定に違反して作成された特定個人情報ファイル（同法第 2 条第 9 項に規定する特定個人情報ファイルをいう。）に記録されているとき 当該個人情報の利用の中止又は消去

(2) 第 8 条第 1 項又は番号法第 19 条の規定に違反して提供されているとき 当該個人情報の提供の中止

(3) 第 10 条第 3 項の規定に違反して保存されているとき 当該個人情報の消去

- 2 第 13 条第 2 項の規定は、利用中止請求について準用する。

(利用中止請求の方法)

第 28 条 利用中止請求をしようとする者は、次に掲げる事項を記載した請求書を実施機関に提出しなければならない。

- (1) 利用中止請求をしようとする者の氏名及び住所
- (2) 利用中止請求に係る個人情報を特定するために必要な事項
- (3) 利用の中止を求める内容

(4) 前3号に掲げるもののほか、実施機関が定める事項

2 第14条第2項の規定は、利用中止請求について準用する。

(利用中止請求に対する決定等)

第29条 第23条の規定は、利用中止請求に対する決定等について準用する。

### 第3節 救済手続

(審査請求があった場合の措置)

第30条 実施機関は、第19条第1項又は第23条第1項（前条において準用する場合を含む。）

の決定又は開示請求、訂正請求及び利用中止請求（以下「開示請求等」という。）に係る不作為について、審査請求があった場合は、当該審査請求が不適法であるとき又は審査請求の全部を認容し、当該審査請求に係る全部を開示、訂正若しくは中止することとするときを除き、次条に規定する茨城県後期高齢者医療広域連合情報審査会に弁明書（行政不服審査法（平成26年法律第68号）第9条第3項において読み替えて適用する同法第29条第2項に規定する弁明書をいう。以下同じ。）を添えて諮問し、その答申を最大限に尊重して当該審査請求に対する裁決をしなければならない。

2 第19条第1項又は第23条第1項（前条において準用する場合を含む。）の決定又は開示請求等に係る不作為に係る審査請求については、行政不服審査法第9条第1項の規定は、適用しない。

(茨城県後期高齢者医療広域連合情報審査会)

第31条 前条第1項及び第33条第3項の規定による諮問について審査を行うため、茨城県後期高齢者医療広域連合情報審査会（以下「審査会」という。）を置く。

2 審査会は、広域連合長が委嘱する委員5人以内をもって組織する。

3 審査会の委員の任期は、2年とする。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

4 審査会の委員は、再任することができる。

5 審査会の委員の任期が満了したときは、当該委員は、後任者が委嘱されるまで引き続きその職務を行うものとする。

6 審査会の所掌事項は、次のとおりとする。

(1) 第1項に規定する審査を行うこと。

(2) 特定個人情報保護評価に関する規則（平成26年特定個人情報保護委員会規則第1号）第7条第4項の意見を述べること。

- (3) 個人情報保護制度の運営に関する重要事項について、実施機関に対し意見を述べること。
- 7 審査会は、審査のために必要があると認めるときは、審査請求人、参加人（行政不服審査法第9条第3項において読み替えて適用する同法第13条第4項に規定する参加人をいう。以下同じ。）、実施機関の職員その他関係者の出席を求めて意見若しくは説明を聴き、又は必要な資料の提出を求めることができる。
- 8 審査会は、次の各号に掲げる資料について、当該資料を提出した者以外の審査請求人、参加人及び実施機関にそれぞれ送付しなければならない。
- (1) 弁明書
  - (2) 反論書（行政不服審査法第9条第3項において読み替えて適用する同法第30条第1項に規定する反論書をいう。）
  - (3) 意見書（行政不服審査法第9条第3項において読み替えて適用する同法第30条第2項に規定する意見書をいう。）
- 9 審査会は、審査請求人又は参加人から行政不服審査法第9条第3項において読み替えて適用する同法第38条第1項及び第78条第1項の規定に基づく提出書類等の閲覧又は写しの交付の求めがある場合は、第三者の利益を害するおそれがあると認めるとき、その他正当な理由があるときでなければ、その閲覧又は写しの交付を拒むことができない。
- 10 審査会の委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。
- 11 前各項に定めるもののほか、審査会の組織及び運営に関し必要な事項は、別に定める。

#### 第4節 是正の申出等

（是正の申出）

第32条 何人も、自己に関する個人情報の取扱いが、この条例の規定に違反して不適正であると認めるときは、実施機関に対し、当該個人情報の取扱いの是正の申出（以下「是正の申出」という。）をすることができる。

- 2 是正の申出をしようとする者は、次に掲げる事項を記載した申出書を実施機関に提出しなければならない。
- (1) 是正の申出をしようとする者の氏名及び住所
  - (2) 是正の申出に係る個人情報を特定するために必要な事項
  - (3) 是正を求める内容及び理由
  - (4) 前3号に掲げるもののほか、実施機関が定める事項

- 3 第 13 条第 2 項及び第 14 条第 2 項の規定は、是正の申出について準用する。
- 4 実施機関は、第 2 項に規定する申出書の提出があったときは、速やかに必要な調査を行った上で、是正の申出に対する処理をしなければならない。
- 5 実施機関は、前項の規定により処理をしたときは、是正の申出をした者に対し、速やかに書面により当該処理の内容（是正の申出の趣旨に沿った処理を行わない場合にあっては、その理由を含む。）を通知しなければならない。

（再度の是正の申出）

第 33 条 前条第 5 項の規定による通知を受けた者は、実施機関が行った前条第 4 項の規定による処理の内容に不服があるときは、実施機関に対し、再度の是正の申出（以下「再申出」という。）をすることができる。

- 2 前条第 2 項及び第 3 項の規定は、再申出について準用する。
- 3 実施機関は、前項において準用する前条第 2 項に規定する再申出に係る申出書の提出があった場合は、再申出の趣旨に沿った処理をしようとするときを除き、審査会に諮問し、その答申を最大限尊重して再申出に対する処理を行うとともに、当該再申出をした者に対し、書面により当該処理の内容（再申出の趣旨に従った処理を行わない場合においては、その理由を含む。）を通知しなければならない。

#### 第 5 節 適用除外

（適用除外）

第 34 条 この条例の規定は、次に掲げる個人情報については、適用しない。

- (1) 統計法（平成 19 年法律第 53 号）第 2 条第 6 項に規定する基幹統計調査及び同条第 7 項に規定する一般統計調査に係る調査票情報（同条第 11 項に規定する調査票情報をいう。次号において同じ。）に含まれる個人情報並びに同条第 8 項に規定する事業所母集団データベースに含まれる個人情報
- (2) 統計法第 24 条第 1 項の規定により総務大臣に届け出られた同法第 2 条第 5 項に規定する統計調査に係る調査票情報に含まれる個人情報

#### 第 3 章 雑則

（苦情の処理）

第 35 条 実施機関は、当該実施機関が行う個人情報の取扱いに関する苦情があったときは、適切かつ迅速な処理に努めなければならない。

（他の制度との調整）

第 36 条 この条例は、他の法令等の規定により、閲覧又は縦覧、写しの交付、訂正等の手続が定められている個人情報（特定個人情報を除く。）については、適用しない。ただし、個人情報に係る本人からの開示等の請求については、この条例によるものとし、茨城県後期高齢者医療広域連合情報公開条例（平成 19 年茨城県後期高齢者医療広域連合条例第 16 号）の規定は、適用しない。

（費用の負担）

第 37 条 この条例の規定による個人情報の開示、訂正若しくは利用中止請求又は審査請求若しくは是正の申出に係る手数料は、無料とする。

2 この条例の規定に基づき個人情報の写し又は第 31 条第 9 項の規定に基づく提出書類等の写しの交付及び送付を受ける者は、当該写しの作成及び送付に要する費用を負担しなければならない。

3 前項の規定に関わらず、実施機関は、開示請求者が特定個人情報の写しの交付を求めた場合において、当該開示請求者について経済的困難その他特別の理由があると認めるときは、当該特定個人情報の写しの作成に要する費用を減額し、又は免除することができる。

（広域連合長の調整）

第 38 条 広域連合長は、この条例の目的を達成するため必要があると認めるときは、他の実施機関に対し、個人情報の保護に関し報告を求め、又は助言をすることができる。

（運用状況の公表）

第 39 条 広域連合長は、毎年 1 回、この条例に定める個人情報保護制度についての各実施機関の運用状況を取りまとめ、これを公表するものとする。

（委任）

第 40 条 この条例の施行に関し必要な事項は、実施機関が別に定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成 21 年条例第 3 号）

この条例は、公布の日から施行する。ただし、第 34 条の改正規定は、平成 21 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 27 年条例第 2 号）

この条例は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成 25 年法律第 27 号。以下「番号法」という。）の施行の日から施行する。ただし、次の各号

に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

(1) 第 31 条第 6 項の改正規定 平成 27 年 4 月 1 日

(2) 情報提供等記録に関する部分の規定 番号法附則第 1 条第 5 号に規定する規定の施行の  
日

附 則 (平成 28 年条例第 2 号)

この条例は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。